

令和 7 年 1 月 9 日

各地域包括支援センター管理者 様
各指定居宅介護支援事業所代表者 様
各指定介護予防・日常生活支援総合事業所代表者 様

加古川市 高齢者・地域福祉課長

加古川市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスの算定について（注意）

平素より、本市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス（従前相当サービス）の算定に関し、下記のような事例が見受けられますので適切にサービス提供いただきますようお願い申し上げます。なお、請求に関して修正の必要がある場合は、2月利用分のケアプランより適用いただきますよう、貴所属職員に周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 事例

1月当たりの回数を定めてサービスを利用する場合に、月当たり上限単位数(3,727単位)を超えてサービスを利用する場合（例:標準的なサービス（287単位）を13回利用）

1月当たりの回数を定めて利用するサービスコード（A2 2411）から、1週当たりの標準的な回数を定めたサービスコード（A2 1321）に変えて請求している。

【考え方】

訪問型サービス費の支給区分については、月当たりの定額払い（1週当たりの標準的な回数を定める場合）又は利用1回ごとの出来高払い（1月当たりの回数を定める場合）によることとし、このうち、月当たりの定額払いの算定に関する取扱いでは、「あらかじめ、地域包括支援センター等による適切なアセスメントにより作成されたケアプラン等において、サービス担当者会議等によって得られた専門的見地からの意見等を勘案して、標準的に想定される1週当たりのサービス提供頻度に基づき、各区分（サービスコードA2の1111か1211か1321）を位置付けること。（※2参照）」とされていることから、請求の際にサービスコードを変更することは想定していない。

利用1回ごとの出来高払いによるサービス利用回数は12回（上限単位数3,727単位）までとなるため、5回、9回、13回以降のサービス利用が想定される場合は、月当たりの定額払いへのプランの見直しを想定している。

また、1週当たりの標準的な回数を定める場合、5週目があるにも関わらず、5回目、9回目、13回目以降のサービスを提供しないことは上述のことからも不適切と考える。

2 参照 介護保険最新情報 Vol.1222（訪問型サービス費に関する留意事項部分6、7ページ）

3 介護予防・日常生活支援総合事業における報酬単価の見直しに関するQ&Aの掲載場所
【市ホームページ】トップページ > 行政・くらし > 事業者の方へ > 介護・福祉 > 介護予防・日常生活支援総合事業 > サービスコード表・単位数表マスタ・Q&A

4 問合せ先 加古川市 高齢者・地域福祉課／地域包括ケア係
TEL：079-427-9715（直通）FAX：079-421-2063
E-mail:fukushi@city.kakogawa.lg.jp